

お知らせ（コ）  
令和 6 年 7 月 19 日

「長期収載品の選定療養に関する取扱い」に係るコメントの更新について

「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（令和 6 年 7 月 12 日保医発 0712 第 1 号）において、令和 6 年 10 月診療分から施行・適用される「長期収載品の選定療養に関する取扱い」のレセプト電算処理システム用コード及びレセプト表示文言（理由の具体例）が示されたことから、コメントマスターを更新しましたのでお知らせします。

なお、「長期収載品の選定療養に関する取扱い」に係るコメントの項番 20「選択式コメント識別」に「1：選択式コメント」を暫定的に設定（令和 6 年 9 月までの間に変更する場合あり）しておりますのでご注意ください。

※ その他の更新については別添をご参照ください。

別添

【令和6年度版】

コメントマスター登録内容の一部変更（令和6年7月19日現在）

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
820101319	口管強（F局）	3		新 設		【令和6年6月診療分から適用】 令和6年7月11日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づき新設
830100922	向精神病薬名（非定型抗精神病薬加算（精神科地域包括ケア病棟入院料））；	3		新 設		〃
830600194	投与前の血中Hb値（フェインジェクト静注500mg）；	3		新 設		〃
830600195	投与前の血中Hb値（モノヴァー静注500mg等）；	3		新 設		〃
820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため	3		新 設		【令和6年10月診療分から適用】 令和6年7月12日付け保医発0712第1号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」に基づき新設
820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため	3		新 設		〃
820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため	3		新 設		〃
820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため	3		新 設		〃
820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため	3		新 設		〃
820101325	医療上の必要性があると医師又は歯科医師が判断したため（処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「レ」又は「×」の記載があった場合等）	3		新 設		〃
820101326	剤形上の違いにより、長期収載品を調剤する必要があると薬剤師が判断したため	3		新 設		〃